平成２８年（フ）第１７号
青森県弘前市大字国吉字村元27番地１
債務者　中田　光昭
１　決定年月日時　平成28年３月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第２３号
青森県弘前市大字松原東３丁目５番地17コーポスガワラ105号
債務者　伊藤　サツ
１　決定年月日時　平成28年３月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第９４号
神奈川県厚木市長谷1560番地１　シャンロックハイブリッジⅡ－105、前住所神奈川県厚木市栄町２丁目１番２－502号
債務者　遠田　俊幸
１　決定年月日時　平成28年３月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６４号
北九州市小倉北区緑ケ丘２丁目６番33－203号
債務者　橋本　京子
１　決定年月日時　平成28年２月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７９号
北九州市八幡西区大浦１丁目３番20－202号
債務者　野中　綾香（旧姓西村）
１　決定年月日時　平成28年３月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４号
山口県光市島田３丁目10番９号
債務者　杉山　明子
１　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第１６３号
名古屋市名東区引山３丁目605番地　市営引山荘４棟311号
債務者　天野智陽易
１　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２号
山口市宮野下759番地
債務者　池田　利之
１　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３３４号
横浜市港北区綱島西４丁目７番14号　ルミエール203
債務者　稲垣　秀子
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６４号
横浜市金沢区六浦南４丁目20番４－809号
債務者　荒井　直子（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０３号
横浜市中区寿町２丁目８番地６　東会館新館６階５号室
債務者　外山　　洋
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４７号
横浜市港北区日吉６丁目13番１－210号
債務者　川岸まゆみ
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５０号
横浜市南区睦町１丁目27番　民衆館302
債務者　本多　　豊
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５３号
横浜市旭区今宿西町165番地　ベルベデールⅠ103号
債務者　河田　滝代
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６号
岡山市北区横井上46番地１
債務者　有本ゆかり
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
５　免責審尋期日　平成28年５月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０号
東京都町田市鶴間470番地７リリファ南町田405
債務者　黒江　　恵
１　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部